【 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策の考え方 】

1 特定教育・保育の量の見込みにおける数値補正について

特定教育・保育における量の見込み(必要利用定員総数)については、育児休業を取得した人または取得する可能性のある人の割合を含んでいることから、国から提示された考え方に基づいて、次のとおり数値の補正を行いました。

子育て支援に関するアンケート調査結果の問33において、育児休業を取得した(または取得中)の母親の割合が30.6%、父親の割合が0.9%であったことから、計31.5%となります。

これに対して、問33-4において、 $0\sim3$ 歳になるまでの間の育休取得については、実際が91.7%に対して、希望が97.9%であったことから、この平均値をとって、94.8%を採用しました。

このことから、31.5%×0.948=29.9%を補正係数として用いることとしました。

これに加えて、0・1 歳児については、年度途中で増加する傾向が見られることから、保育所利用人数の過去3か年の平均増加率を算出し、上記補正後の数値に対して、×1.1 を乗じた数値を推計値としました。

また、H27~31 の間における増減傾向の反映については、元々の推計値における数値差を そのまま用いることとしました。

2 特定教育・保育における地区別の内訳について

1号認定については、26年7月末現在の対象人口 $(0\sim5$ 歳児) 6,557人に対して、量の見込みが 984人であることから、984人 \div 6,557人=15.0%となるため、この割合を地区別の対象人口にそれぞれ乗算して見込量を算出しました。

また、2号認定については、26年7月末現在の対象人口(0~5歳)6,557人に対して、 量の見込みが1,548人であることから、1,548人÷6,557人=23.6%となるため、この割合 を地区別の対象人口にそれぞれ乗算して見込量を算出しました。

同様に、3号認定についても、年齢別の見込量は0歳児 251 人、 $1 \cdot 2$ 歳児は 892 人であり、この人数を $1 \cdot 2$ 号認定と同様に、対象人口($0 \sim 5$ 歳)で割ると、0歳児 3.83%、 $1 \cdot 2$ 歳児は 13.6%となることから、この割合を地区別の対象人口にそれぞれ乗算して地区別の見込量を算出しました。

なお、H27~31 の間における増減傾向の反映については、元々の推計値における数値差を そのまま用いることとしました。

3 特定教育・保育における確保方策について

幼稚園における確保については、平成27年度における利用定員(≠認可定員)の予定数の合計とし、保育園においては、平成27年度における認可定員を利用定員とした上で、各年齢別の入所予定数の合計としました。

また、平成27年度からは泉幼稚園が認定こども園に移行する予定であることから、各年齢別の入所予定数を計上しました。

さらに、地域型保育事業については、あくまでも目標値としての見込みであるが、平成 2 8 年度以降において、小規模保育事業で $1 \sim 3$ 施設、事業所内保育事業で $2 \sim 3$ 施設程度が新制度へ移行するものとして計上しました。

この結果、平成28年度までは、0歳児・1歳児の3号認定において需要が供給を上回る 見込みとなったが、平成29年度以降については、量の見込み減により、いずれの年齢にお いても、供給が需要を上回る見通しとなりました。

このことから、0~2歳児を対象とする地域型保育事業について、できるだけ早期開設に 向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、2号認定に比べて、1号認定の受け入れ可能枠が大きいことから、保育園の効率的な運用を図るだけでなく、幼稚園と保育園との間における柔軟な対応につながるよう、2号認定該当者の幼稚園利用に配慮することが必要であると考えます。

なお、地区別内訳を見てみると、川西及び上部東地区において、0歳児及び1・2歳児が、また上部西地区で1号認定及び1・2歳児が、それぞれ需要が供給を上回る見通しとなっていることに配慮する必要があります。ただし、幼稚園については、通園バスによる送迎があるため、地区別における需給バランスを考慮する必要はないものと考えられます。

4 時間外保育事業 (預かり保育・延長保育) 等における確保方策について

時間外保育事業(幼稚園における預かり保育と保育園における延長保育)における量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく推計値をそのまま用いました。

これに対して、幼稚園及び認定こども園における預かり保育の確保については、預かり保育を実施している園の受け入れ可能人数から確保量を計上し、保育園についても、延長保育を実施している園の利用実績を踏まえた受け入れ可能人数から確保量を計上しました。

さらに、地域型保育事業においても、平成28年度からは時間外対応を実施するものとして確保量を見込みました。

この結果、当該事業計画の期間中においては、いずれの年度も供給が需要を上回る見通しとなったものの、保育園に比べて幼稚園の受け入れ可能枠の方が大きいことから、保育短時間認定に該当し、幼稚園利用でも構わないケースについては、保育園から幼稚園への利用調整等を進めることにより、幼稚園と保育園において実施する時間外保育事業の柔軟で安定的な運用を図ることとします。

なお、休日保育事業及び夜間保育事業についても、当該計画において対象とする必要がありますが、①5年前に実施した次世代育成支援行動計画ニーズ調査の結果において休日・夜間保育の利用希望が2.9%、今回の調査結果で休日保育が1.0%、夜間保育が0.1%と希望利用率そのものが極めて低く、またこの5年間で割合も減っていること②今回の調査結果において、父母の両方が子育ての主体者であると回答した人が51.5%と、高い割合を示していること③新制度における基本方針(理念)として、保護者が子育てにおける第一義的責任を有するとともに、子どもの最善の利益を実現することが掲げられていることなどから、休日保育事業については現行どおりの対応とし、夜間保育事業については、当該事業計画の期間中において取り組まないこととしました。

ただし、母子家庭等で夜間の時間帯に保育を必要とするケースが存在することも事実であることから、新制度に位置付けられている居宅訪問型保育事業の実施等について、今後検討を進めていく必要があるものと考えています。

5 一時預かり事業の量の見込みにおける数値補正と確保方策について

一時預かり事業における量の見込みについては、これまでに利用したことがなく、今後利用したいと希望する人数を含めた数を量の見込みとして推計しており、実態との乖離が大き過ぎるため、次のとおり数値の補正を行いました。

5年前に実施した次世代育成支援行動計画ニーズ調査結果のうち、子どもを預かってもらえる人の割合が、日常的と緊急時の両方を合わせると 91.4%と高い割合を示しており、今回行った調査では同じ設問はなかったものの、気軽に相談できる相手として祖父母等の親族の割合が 88.6%の結果となっていたことから、この数値を補正係数として用いることによって、見込量を算定しました。

この結果、保育園における定期的利用については、需給バランスが取れていることから、 現行どおりの対応とするものの、ファミリー・サポート・センター等における定期的利用以 外については、需要が供給を大きく上回っていることから、平成29年度を目標年度として、 子育て活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の利用拡大を図るとともに、地域 子育て支援拠点事業における一時預かり事業の普及促進等を図ることにより、必要量の確保 に取り組むこととします。

6 病児・病後児保育事業の量の見込みにおける数値補正と確保方策について

病児・病後児当該事業においても、これまでに利用したことがなく、今後利用したいと希望する人数を含めた数を量の見込みとして推計しており、実態との乖離が大き過ぎることから、上記一時預かり事業と同様に、次世代育成支援行動計画ニーズ調査結果のうち、緊急時に子どもを預かってもらえる人の割合が 63.2%であったことから、この割合を補正係数として用いることによって、見込量を算定しました。

この結果、需要が供給を大きく上回ることから、確保方策としては、平成29年度を目標年度として、病児・病後児保育事業の実施箇所を2施設に増やすことにより、必要量の確保に取り組むこととします。

7 地域子育で支援拠点事業の量の見込みと確保方策について

地域子育て支援拠点事業における量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート 調査結果に基づく推計値をそのまま用いました。

これに対して、利用実績を踏まえた確保量は推計値である量の見込みを大きく上回っていることから、当面は地域子育て支援拠点事業の利用動向について経過観察を行うこととします。

なお、地域子育て支援拠点事業については、上記一時預かり事業の普及促進等を図ること との関連性が出てくるため、本来の事業運営に影響を及ぼすことのないよう、2つの要素を 円滑に融合させるための両立支援に配慮することが必要です。

8 放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保方策について

放課後児童健全育成事業における量の見込みについては、子育て支援に関するアンケート 調査結果に基づく推計値をそのまま用いましたが、現在、4年生までは夏休みなどの長期休 暇中の受け入れを行っているものの、5・6年生の受け入れは行っていないため、この差が そのまま需要と供給の差になっています。

これについては、教育委員会において平成29年度を目標年度として、5・6年生までの 利用拡大に向けた取り組みを進めることとします。

9 子育て短期支援事業等における量の見込みと確保方策について

子育て短期支援事業は、量の見込みと確保量について需要と供給のバランスが取れており、 また、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の3事業については、 ニーズ調査によらずに算出する事業ですが、いずれも需要と供給のバランスが取れているこ とから、現行どおりの対応を継続することとします。